



第40号  
63.11.1

会報

# やまぐち

発行所  
山口市駅通り2丁目9番15号  
山口県土地家屋調査士会  
TEL 山口(22)5975

発行者  
会長 新本 清人

印刷所  
徳山市久米田中3918番地  
株ふじたプリント社  
TEL (0834)25-1600代

目次

三好敏夫名誉会長黄綬褒章受賞	2
第3回通常総会を終えて	4
協会だより	4
第31回中国ブロック協議会定例総会	6
車の中で考えた事・波瀬清治	8
私と趣味・兼清遵壽	9
昭和62年度支部研修実施状況及び昭和63年度計画	10~11
第3回日調連親睦ゴルフ大会に参加して	12
「登記官会同等決議集」から	13
「登記行政上の問題点」に対する反論・瀬口潤二	16
支部長会だよりに寄せて・細野 毅	17
事務局だより	18



(山口地方法務局 岩国支局)

山口県土地家屋調査士会



三好敏夫名誉会長 黄綬褒章記念  
受章パーティー開催される



## 三好敏夫名誉会長

### 昭和六三年春の黄綬褒章受章

萩本陣（萩市）で盛大に祝賀会が開かれました

本会の名誉会長である三好敏夫会員は、今春、栄えの黄綬褒章を受章されました。

この黄綬褒章は、特定の分野における業績の優れた者に与えられる国家の表彰であって三好先生は、多年土地家屋調査士としてよくその職務を遂行され、業務に精励、褒章条例によって表彰となったものであります。

祝賀会のお世話人は、本会より、新本会長以下、副会長、各部長、相談役、各支部長と、中原元相談役の十七名、加えて、三好先生の

地元萩市から、林良雄萩信用金庫理事長、河村建夫県議、斉藤武雄萩ライオンズクラブ会長の二十名でした。

祝賀会は、萩本陣（萩市）の松の間で、二百五十名の参会者で行なわれました。

主な来賓者は、業界から、多田日調連会長、今井広島会、高山岡山会、西壇鳥取会、古川島根会の各会長、法務省関係は、広島法務局から黒田管区長以下、山口地方法務局の三宅局長、又、地元萩市から、田中竜夫代議士夫妻、県議、

萩市長等、多士多彩の参会者でした。

清興には、本会岩国支部の是国会員の尺八、箏曲、六段の調べ、余興には、三好令夫人のグループによる大正琴、極めつけは、日本芸能協会副会長の桜井長一郎による声帯模写で会場は終始なごやかな内に、ひとときをおくりました。

本会からの黄綬褒章は過去に例えなく、このたびの、三好先生の受章の栄えは、本人のみならず、私達会員にとりましても、大いに喜ばしいかぎりであります。

三好敏夫先生の、今日までの御労苦を謝すると共に、又これまでもました御活躍と御健勝を祈念いたしますと思います。

## 社団法人山口県公共囑託登記

### 土地家屋調査士会の第三回通常総会を終えて

去る八月六日山口市、ホテルサンルート山口に於て、当協会の第三回通常総会を開催したところ、山口地方法務局長、藤田典人殿を始め、発注官庁関係より多数の御来賓をお迎え出来、その上重なるお祝詞を戴き、又社員多数の出席の基、盛會裡に終了したことを先もって御礼申し上げます。

さて当協会も発足以来四年目を迎えるものでございますが、お陰を待ちまして、おおむね順調に、業務の拡大も計られているところでございますが前二層の登記官庁への理解を深めていただくべく努力しているところでございます。とりわけ地方自治体の中核となる山口県用地対策連絡協議会の事務局の在する山口県土木建築部の御理解が諸事情により必ずしも得られていないところでございますが、幸い山口県知事平井龍殿より、県庁職員の山田氏を専務理事として推薦していただきました。

第三回通常総会において、山田専務は専務理事として御承認され、現在、県土木建築部のパイプ役として活動されているところで、一日も早い業務発注の実績を上げることが出来る様期待しているところでございます。

昨年度の業務開発としては、建設省山口工事事務所を始め、山口県徳

山土木事務所、防府市、小郡町、との年間委託契約が締結されたこと、JR関係での発注がなされたことから特出されるところでございます。

この様に、業務開発は順調に進みつつありますが、これと平行して今後は、本格的処理体勢の確立を計らねばならない時期が参りました。従来の一量地対象から、長狭物、拡大地処理に対応する処理体勢の確立を計ることの研究、研修を重ね、社員の持つ技術を充分活用し、これの商品化を計り、且つ納品図書の一定の統一化を計らねばならないと思うものでございます。

昨年度の受注高は協会受注で約七千百万円自己開発で一十八百万円となり、社員処理高約九千万円となり、前年比一五〇%となり、着実に実績を上げておられるところでございます。

未加入会員の御理解も重ねてお願いすると共に、一人でも多くの御入会をお進めするものでございます。

特に、JR関係においては調査、測量を含む一切の業務が今後発注されることも考えられ、中国五県の協会理事長会がこの業務の獲得に全力を上げておられるところでございます。協会の発足の主旨は、何と云っても、表示登記の正確性の確保にあります。

その為にも、現地の調査、測量が正確でなければなりません。社員の皆様の平素の業務を通じ充分経験さ

れている境界線の確認作業は我々調査士以外は、その性質も充分理解されていないところであり、この事を踏まえ表示登記の専門家として、業務処理に望んで戴き、社員一人一人が研鑽を重ね、処理能力の高揚と正確性の確保に努め、擁正、迅速な処理を計るよう、努力して戴くことを希望するものでございます。

私も理事長任期が余すところ一年となりました。最後のお任めとして引続き、業務の拡大に全力をそそぐ覚悟です。社員の皆様が潤と魅力にあふれる協会に一日も早く成長すること祈念して、お礼と報告と致します。

理事長 兼川 良介

## 協会だより

### 一、JR関係の発注状況と今後

JR西日本では、分割民営に伴う登記処理を、国鉄精算事業団に替って実施され、今年度は手始めに、JRパスの分離に伴う調査、測量、境界処理、各種表示登記(変更を含む)を発注され、山口協会も二七件約二千九百万の発注があり、現社各社員に配分され処理中であり、他にJR返信、四件、精算事業団二件(金額未定)の発注がなされ、今後

も引続き発注の見込み、JR関係は調査測量が伴うものであるため、今後共協会としても全力を投入して

開発することとした。尚、今後早急に発注されるもの予想として、山陽本線、山口線、山陰線、その他の在来線と新幹線、通信、貨物、等の共存する場所の分離、新幹線側道(付替道)の分割等、膨大な業務の発注が予想される。

### 二、社団法人、公共囑託登記土地家屋調査士協会、中国ブロック連絡協議会設立される。

去る九月二十七日、中国五条の協会から理事長他役員が参集して、前記協議会が発足した、名前は「中公連」と称し、今後は、単位協会の目的達成の為協会相互の連絡調整を図り、かつ業務の適正円滑な処理により公囑登記業務の、発注官庁との連絡調整を高め、協会の健全な発展に寄与することを目的として活動を展開して行くこととなった。

さし当ってJRより広島駅の分割の見積り依頼がなされ、今後各協会にも発注がなされることとなるのでこの報酬の統一について検討、研究を行い、約十五万平方メートルの測量と地目変更、合筆、分筆等の見積り会議を実施し約一千六百万の見積りを提示した。

日調連、多田会長、全公連三浦協議会長も当日出席され、助言として協会の報酬は、土地家屋調査士会報酬になじまないものがあるので、独自考えて良いとのことであったので、測量業協会の報酬も参考にし歩掛りを作り、精算することとした。いずれこれがJRで理解された時

は全国的にこの歩附りを考慮して、土地の開發受社を計って築くことをお願ひして三浦を公連合長の理解も得たものである。

これ等の統一も中公理の大きな役割であります。

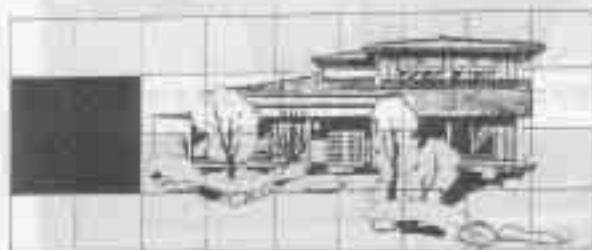
JR業務の受任につき、今から心の準備をしておきまじよう。

三、不動産登記法第十七条地区の作成業務

見出しのことについて、全国五〇会でもモデル作業が実施され、今年度ももってそのモデル作業が完了し、正年度から、いよいよ本格的地図作成業務に着手されることとなった。

都府県の支那地区を、北照道ブイック、関東ブイック、中国ブイックの三地区に区分し各およそ一頁の幅紙を適正枚数することとなります。

中国ブイックは従前は広島で、コンピュータの製造行が出る為、地籍作成業務は当山口会に決定しそうである。今後の地域作りは、登記特別会計の手算で各球が利用されている登記簿の枚数があられ、コンピュータ化と合せ着々と推進されることの本であります。乃一山口会に決定した際は、六十四年度の協会の大きな業務となりますので、社員の皆様の一丸となった協力方をよろしく御願ひ致します。



山口県土地家屋調査士会

RICOH

アイスクラウドサービス

山口県土地家屋調査士会  
ご自身の皆様方へ

お知らせ

OAの新機種のニュース

以上の情報ができますので  
お返事が下さい。 敬具

土地家屋調査士。縮小、拡大  
全ニーズ対応機



RICOPY.  
FT5520

RIFAX  
110



RIFAX 110  
コンパクトな  
高性能機

山口リコー株式会社

本社 廣山市大字徳山 6676 番地の1

TEL (0834) 31-1122 (代)

営業所 山口・宇部・下関・萩・備前



▲中国ブロック協会 今井井会長のおいさつ



▲日課連 多田光吉会長のおいさつ

## 第31回中国ブロック協議会定例総会

〈於 広島県尾道市〉

さる九月九日(金)、十日(土)の二日間に渡り、第三十一回の中国ブロック協議会の定例総会が広島県尾道市において開催されました。

山口会からは、副会長は下橋成島四郎、オプザーバ四名が参加し、活発な議論が行なわれました。

協議事項としては、「広島会より、熊野尾道市の公共方法についての要望」・山口会からは、「若原豊隆の聯合について」・岡山会より、「公共職労登記に関して、法務局実地調査への対応について」・鳥取会からは、「本町決着問題に対する要望」・高松会からは、「山間道地域の調査士の業務対策」について、それぞれ提案がありました。

それぞれ重要な提案であり、地主からの許諾であります。この協議の中で日課連の見解が、新鮮に感じられました。そのため紹介しております。

昭和46年6月日課連法改正によって公共職労協会が生まれました。そして現在、借地法からの業務の開始の段階にあろうかと思えます。

この業務開始の段階で生じる、側面差との区別性が、真似に論議される時機に來ていると思えます。また、日課連の副会長補佐正直先生、

## 連合会副会長挨拶



近畿ブロック協議会長小寺守、そして、日調連会長、夢田会長の見解はこのことを非常に強く意識した事柄であったと思います。

今まで我々調査士は、ある人から見れば調査士の嫌に思われておりましたし、ある人は、調査士の小さなものの嫌に思われておりました。

そして、仕事の開発は、持ち前の状態で仕事を開発するといふより、組織に併走されない種は、低所得を守ることに神経をつかっていた様にも感じます。

しかし、公共福祉協会が生まれ、福祉登記を協会に処理するにあたっては、「開放、開業業者で開業したのであるが」これに対する的確な回答を準備しなくてはなりません。開発業者は、長い間、官庁から業務委託を受け、開業のきびしい作業規定の中で業務を行っていました。

この慣習を打破するためには調査士業務と、開業士業務の区別性を真正面に出すこと以外にはない。調査士の業務の知と知能は、この業界へあるいは境界線を調査する能力であり、これこそ他業界には、過剰を誇まない調査士の専門分野であろうかと思えます。

しかしながら、自己反省的になり

ますが、この能力を調査士が獲得するまでには、いろいろの失敗もあつたことは否定できない事実でもあります。

この失敗を繰り返さぬ公府庁から、正確な登記業務の委託を受ける以上、自らも血を流しながら、努力し、法の理法を忠実に実行することが、調査士の地位の向上と、業務の拡大につながるのだと思う。近畿ブロック会長の見解には心動かされるものがありました。

これは、根拠会で岡谷副会長が語られていたことですが、調査士の調査能力とは提示される資料の分析とその土地に関する資料集約の能力であり、現場の正確な認識とを総合的に分析し、中立的立場で判断できる能力ではないかと云われたが、まさに、そのとおりであると感じました。

すべての会員が、この能力が獲得されていく時、調査士会は不当請求問題等も解決して行くことを願っております。

協議会終了後、雨の降道の子寛寺公園の静寂から尾道の街をながめながら、尾道はいい地獄の場になったなあと思いました。(正統部瀬戸口)

車の中で考えたこと



菅田 文雄

津 瀬 清 治

私は従前、通勤30分の通勤時間を  
自家用車の中で過ごしています。つ  
まり、自家用車で30分かけて事務所  
に通っているということです。その  
間にはいろいろのことを書いてしまし  
よう。

前述された女性のことが歩いていま  
す。あれが在りていきます。事件  
は亦です。異なるた景色の中で、よ  
と自分の身の回りを思いかえしてみ  
ること、よこあります。

例えは私の趣味の観察探検のこと  
です。観察探検の中にはメウツツゴ  
とムシとが、メウツツゴとムシなどの  
よこは、メウツツゴという名のついた生  
物が棲んでいます。観察探検探検の  
中で通すうちに、必要のない部分  
が退化して、そのかわりとなる機能が  
発達していった動物です。

宿題にもぐり込んでみると、ある  
思いにとらわれます。メウツツゴラン  
クを閉らして前進したり、調査した

りしているときには、そのことは後  
述していますが、セゾーターとして  
資料の整理作業をしなければならな  
いときには、絶望の中心点に一人と  
り残された他の者の頼りを持つことが  
あります。不必要なときは電燈の消  
灯を防ぐために、ヘッドランプのメ  
イ、メを切るのが原則です。そうす  
ると地上では絶対に味わぬことので  
きない、雨風の世界が目の前に広が  
ります。

例外的には地上のそれとは全く違  
います。また、全く変わらない場所  
もあります。自分の影つがいと、順  
度100%の世界がそこにあるだけで  
手や目の前まきりまきりもついても  
何人も見えませんし、感じられませ  
ん感じることなら、それは隔からの前  
方による錯覚です。

そんなとき、目に映る前後の生活  
が次々と思い出されます。メウツツゴ、  
メウツツゴ、すべて目に映って  
います。花達は、火や電気というもの  
を感知したことでよって、道路の中  
でも物を死、夜を昼にし、ときには  
人が寝静まっているときに明かり  
を求めて舞う船にもなります。

しかし、このたびは光がなくなると、  
道路に行くかどを失います。道路は、  
世界の回りに集った虫たちも突然電  
気を失っておると、しばらくはじつ  
とその動に立ちすくみます。が、他  
に光を見つけるとそちらへ飛んでい  
きます。

私は暗闇に飛び戻れば、生  
きていけるでしょう。砂漠に住む  
大連は、かなり遠くの特物が定まら  
日本人の平均能力がいくらか知れま  
せんが、最高峰までの検査次第があ  
りません。盲眼者を使ってはかなわ  
ないといわれるのも当然、何と感ら  
は、50以上の視力をもつことで先  
行けども、行けども砂漠。それ以外  
は何もないといわるところに任せ彼ら  
の目が遠くまで見通せるということ  
は、何と感ら、真乳料の魚と同じよ  
きです。

もともと人間の目の機能にも暗闇  
の中で動く機能を持つものがあるの  
ですから、暗い場所でも十分動ける  
だけの、へもちん、仕事をしろと  
までは言いませんが、能力を身につ  
けている点なのです。私も、突然砂  
漠になればメウツツゴをすり、メウツツゴ  
をすり、懐中電灯をつけます。車窓  
とそのまま視界を捨てたという人は  
ちよつといないでしょう。しかし、  
物き人も道線がおりてしょう。ふ  
と気がつくとき回りが真暗で、一集中  
していんだなあ。と感らること、  
そうなんです。集中していきるときは  
は思えるのです。もともと人間はそ  
の能力があるのですから。

先日友人に雑誌のなかで、30分お  
きのエケテールを2週間先の客の  
分まで覚えていくという目的の不自由  
なメウツツゴの船の話を聞いてありま  
したが、これも何か困難なものか  
ありそうです。

又、私はハンズグライダーをセ  
っています。空を風はまかせて飛んで  
いるわけです。ハンズグライダーは  
熱気球のようにパラパラと飛ぶので  
はなく、ある程度の操縦性を持って  
います。飛んでいるときに、耳には  
風をきき音が聞えます。その風をき  
く音を聞くチャンスも、オートパイ  
ヤオートパイヤーでも聞き取れないかま  
り味わうことができないのでしょ。キ  
ハンズグライダーでは、毛玉風が  
からだにあたってるときは心臓は強く感  
じているだけではないかもしれません。次  
機の中からの情報を取り出すとする  
機は必要とします。眼に映わ  
れる心配もなく、敵の機軍におびえ  
ることもない今は、この能力も消し  
去られ、たとえは、生肉土音を聞き  
分ける必要のあるのは、オートパイ  
機体の機軍や機軍を持つ人達くらい  
でしょう。



どうして飛んでいくと、やがては  
人間も目を其が退化し、今で言う道  
路の視覚、遊覧を持つ者たちが研人  
類人として取り扱われるようになる  
はも来るかもしれない。などと思え  
ながら、めと空に飛いたこととです。  
誰が家から、明るい光がもれてい  
ます。

終わる





# 私と趣味

宇部支部

兼清

道

壽

## 陶 俑

前漢時代 (BC-108~BC-8)

昭和四七年新聞や雑誌等に「やきもの」という字が頻りに載るようになった。焼物はてっきり料理の焼き物とばかり思っていたが、やきもの「ブーム」という言葉が流行り、日本中の主な陶器の産地や窯元が新聞や雑誌で紹介され陶器ブームで有ることを知りました。

山口県にも萩焼があります。全国的にも有名な焼物で有ることを此の時に初めて知ったのでした。

ちよっと自分の懐具合にあつた金で萩焼を買ってみようと思い、講談み、花瓶、茶器、燗等を機会ある毎に買いました。

そのうち、自分の懐具合にあつた金で買うような萩焼には物足らなくなってきました。よし、もう少し豪華な萩焼を買おうと思い、へそ繰りを貯えては以前よりは少し良い萩焼を買い始めました。

じきのこと、又由緒半端な金額で買う萩焼は物足らなくなってきました。

さあ、これ以上高価なものは自分がどこそ貯えた金額では買うことが出来ません。

お金は玉面出来なし、焼物はもっと良い物が欲しい。

うーん、これはどうやら「料理の焼物」とは違う土の焼物に取りつかれてしまったな、とこのとき感じました。

## 況及び昭和63年度計画

昭和63年7月20日調

第 3 回	6 3 年 度 計 画
63.3.12~13 ①農地法（調査士業務関係） ②境界紛争と裁判事件  29名 3,000円本人負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民法と表示登記業務（10月頃）</li> <li>○ 調査士業務の啓蒙（"）</li> <li>○ 言いたい放題大討論会（2月頃）</li> </ul>
63.2.27 ①相続法……講師 法務局 ②報酬額……講師 高田  30名 20,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法務局との合同研修会（63.9.30）</li> <li>○ 技術研修会（63.11月）</li> <li>○ 事務研修会（64.1月頃）</li> </ul>
63.2.27 ①報酬額アンケート ②公嘱協会の経過説明  17名 3,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事務研修会（調査士業務と他業種、業務との接点）</li> <li>○ 技術研修会（公共嘱託登記に関する技術研修）</li> <li>○ 司法書士会との合同研修会</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研修旅行（9月上旬）</li> <li>○ 法務局登記課と事務協議会（10月）</li> <li>○ 報酬に関する事務研修（64.2月）</li> </ul>
63.3.5~6 二直線交点に関する計算及び抗うち  15名 個人10,000円、支部5,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 三者（法・司・調）連絡協議会（63.6.2）</li> <li>○ 新睦会（野球観戦）（63.8.27）</li> <li>○ 技術研修会（63.11.26~27）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住宅金融公庫事務取扱について</li> <li>○ 図根点設置の事務研修</li> </ul>
63.2.27 境界紛争訴訟について （講師 浜崎弁護士）  21名・補6名 27,600円	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事務研修（住宅の取得に伴う税務）（63.7.2）</li> <li>○ 技術研修（境界復元作業の実習） （63.9.10~11）</li> <li>○ 中高年の健康管理について（64.2.4）</li> </ul>

## 昭和62年度支部研修実施

支 部	項 目	第 1 回	第 2 回
岩国支部	日 時 内 容	6 2 9 5 親睦会 (野球観戦)	6 2 1 0 1 7 報酬額の適正運用について
	人 員 費 用	1 9 名 6 3 8 0 0 円	2 1 名 1 5 0 0 円
徳山支部	日 時 内 容	6 2 1 0 1 6 法務局を交えての業務研修会	6 2 1 1 1 4 ~ 1 5 研修旅行 (大相撲九州場所)
	人 員 費 用	2 8 名 1 1 0 0 0 0 円	1 2 名 3 8 1 0 0 0 円
防府支部	日 時 内 容	6 2 7 1 8 ~ 1 9 ①測量技術研修 (復元測量) ②公職関係。°広告基準等	6 2 1 0 2 4 ①建物認定基準について ②処理不能地・筆界未定地の処理 ③コンクリート杭の共同購入
	人 員 費 用	2 0 名 1 6 8 0 0 0 円	1 7 名・補 3 名 1 1 6 8 0 円
山口支部	日 時 内 容	6 2 9 5 広島研修旅行 (法友会)	6 3 2 1 3 新型間接税と確定申告について (行本税理士)
	人 員 費 用	2 4 名 9 3 0 0 0 円	2 0 名 3 0 0 0 0 円
萩支部	日 時 内 容	6 2 9 1 2 法務局萩支局との意見交換	6 2 9 3 0 報酬額算出研修会
	人 員 費 用	1 5 名 4 0 0 0 0 円	2 1 名 2 0 0 0 0 円
宇部支部	日 時 内 容	6 3 2 1 3 区分建物表示の実務について	
	人 員 費 用	1 7 名、補 1 3 名	
下関支部	日 時 内 容	6 2 7 4 住宅金融公庫融資制度について	6 2 9 1 2 ①改正報酬額運用基準及び規則に ついて ②土地建物調査書の様式の検討
	人 員 費 用	2 7 名、補 9 名 8 2 3 0 0 円	2 9 名 3 0 0 0 円

昭和63年7月29日 於福岡カントリー和白コース

### 第三回日調連

## 親睦ゴルフ大会に参加して

徳田支部 織村 美樹



徳田地区を中心に、ゴルフの好きな先輩先生方と初められもう20年以上経っている親睦の会むつみ会があります。二年間の幹事役を守り引受けしている訳ですが、毎月1回の開催で、雨の日も、風の日も、暑い日も、寒い日も、天行、雪でゴルフ場が閉鎖されても、ゴルフ場まで行って練習してみないと気が済まないといった伝統のある会です。

さて、今年で第3回の日調連親睦ゴルフ大会が7月29日福岡会のお世間で、福岡カントリー和白コースで行なわれ山口会からは10名が先生方が、参加されたと思えます。その内むつみ会メンバーから8名は参加して来ました。前回の第2回は増光山口会の引受けで、宇都カントリーで行なわれ、兼川副会長の指揮の元、むつみ会メンバーのほとんど参加し、増光の利を主とし成績のなほまずまずだった様だと思えます。今回、私どもは、前日の夕方まで練山駅より新幹線に乗り込みカンピールまで目

は手を握ったところで博多駅へあつたという間に到着。そして増光先生の福岡カントリーへ。親睦会は同ホテルにて、午後7時土着になつた。会場は南から参加された40名近い先生方に交じつて、私達も、此處に友人ホステスさんの近くで料理にも近い海に陣取りました。福岡会会長、日調連会長のあいさつで始まり、おいしい料理と持酒も入ったところで、明日の親しむお楽しみとして各ゴルフ対抗のゲームがあり、先ずは、ビール早飲み競技では、山口会の木村先生がすごい早さで一着、続いて美人ホステスと組んでの福岡朝日競技では山口会の高木先生がこれ又猛ハッスルで一着、又バスターコンテストではむつみ会の主幹の宮本先生と、いちおうシリングルの私が個人でこれは利しくも二着でしたが、中国プロの山口会の活やくは目覚ましいものがあり、これで明日の雨やくも利益され、又、各先生方の贈られた特産も発見出来ました。

楽しいお夜食も終り、いよいよ前夜の準備の為、早めには各室にもどり、夜の町へと出かけられた先生も移られたようです。大会の行なわれた和白コースは、現在会員数が二十一万円ともいわれる名門コースだそうです。私は、初めてプレーした訳ですが、特産は準備そろうにみえて、トリッキー、やまむそうにみえて、夜めるとスコアーはならないといった情

かつかみどころのないコースと驚いた感じがしました。成績の方は、いづれ日調連の会報に載る事と思えますので省略。

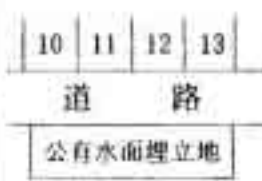
大会終了後は博多一の惣料理店にてゴルフの交歓をされる翌朝会を、さらに朝りのお料理でも、反省をしながら帰って来ました。今回の大会での福岡会の皆様の細かい配慮と、いたれりつくせりのお世話に、感謝と、交換各地から来られた先生方とプレー出来て、土地で親睦をたのびる機会を感ずりました。



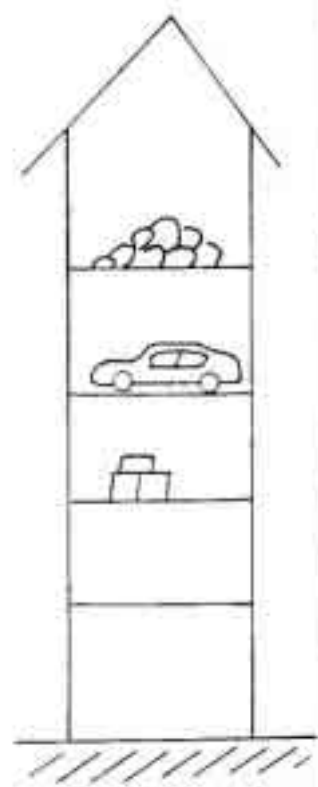
(1) 昭和63年3月発行 『登記官会同等決議集』 から  
 不動産の表示の登記

編集：広島法務局  
 発行：(財)民事法務協会広島支部

番号	協 議 問 題	決 議 等	会 同 名
1	<p>○ 不動産登記事務取扱手続準則第一一六条二号により、抹消又は合併により登記用紙が閉鎖された土地の地番は、特別の事情がない限り再使用しないこととされたが、特別の事情とはいかなる場合をいうのか。</p>	<p>(席上説明)                  「特別の事情」とは、抹消又は合併により登記用紙の閉鎖された土地の地番を再使用しても物件の特定が困難となるという事態の生ずるおそれのない場合のことを指しているといえる。                  例えば、土地区画整理事業に基づく換地処分の場合がこれに該当すると考えられる。</p>	<p>昭五二・地区別                  (呉・竹原)</p>
2	<p>○ 公図上道路のない地先に、(左記図面参照) 公有水面埋立地がある場合の地図上の取扱いについては、先に道路について公有水面埋立の手続きをしなければ、道路地先の埋立地について、土地表示の登記手続きはできないか。</p>	<p>できる。</p>	<p>昭五八・登記官</p>



番号	協 議 問 題	決 議 等	会 同 名
3	<p>○ 竣工認可を受けた公有水面埋立地の譲渡を受けた者（個人）のためにする土地表示登記申請には、譲渡が竣工認可後一〇年内の場合には、與知事の許可書の添付を要するかと考えるかどうか。</p>	<p>許可書の添付を要する。</p>	昭五九・登記官
4	<p>○ 公有水面埋立による土地表示の登記原因日付は、竣工認可のあった日とされているが、公有水面埋立法第二四条には、埋立地の所有権の取得は告示のあった日とされており、同法第二七条第一項には、権利の設定・移転の制限の起算日が告示の日とされているので、告示の日を登記原因日付とするのが相当と考えるかどうか。</p>	<p>「告示の日」が相当。ただし、新法施行（昭和四九・三・一九）前のもものは竣工認可の日である。</p>	昭五九・登記官
5	<p>○ 不動産の表示に関する登記申請書に添付する住所証明書は、同居者間で同時に申請する場合、援用してさしつかえないか。 また、同居者間で他の添付書類（例・所有権証明等）の援用は認められないか。</p>	<p>前段―援用は認められない。 （本局意見） 便宜認めてもよい。 後段―所聞の扱いは認められない。 （本局意見） 便宜認めてもよい。</p>	昭六〇・地区別 （福山・尾道）
6	<p>○ 床が機械的に上下する左図のような建物は「階建とすべきか。</p>	<p>「平家建」と表示して差支えない。ただし、種類は「パーキングタワー」とする。</p>	昭四九・登記官

<p>7</p> <p>○ 建物工事請負人と建築依頼者の代表取締役が同一人である会社について、建物表示の所有権を証する書面として工事完了引渡証明書添付した場合に商法第二六五条の取締役会議事録の添付を要するか。</p>	 <p>添付を要しない。</p>	<p>昭五一・函城 (第三回)</p>
<p>8</p> <p>○ 国民宿舎を主たる建物とし、これと三〇メートル離れた(その間に林、谷あり)場所にある建物(複数あり)を附属建物とすることはできるのか。</p> <p>できるとした場合、各階平面図の表示方法として「附属建物一ないし一〇各同型」とすることは認められるか。</p>	<p>前段 積極 後段 消極</p>	<p>昭五五・登記官</p>

## 『登記行政上の問題点』

## に対する反論

宇部支部 瀬口潤二

会報やまぐち、第39号に投稿のあった長井先生の論文を読んで感じたことを述べておきたいと思ひます。

読みまして、長井先生の博學と、研究力と文章能力の正確さに対して、尊敬しないわけにはまいりません。

しかしながら、結論において、納得できない点がありますので、あえて、反論の場を与えて下さい。

山口県下の山林(地図の無い地域)には、耕地の所謂、赤、青線なるものは、不存在と断定されているが、私は、登記制度を、歴史的に考察すれば、逆の結論となるべきではないかと考えております。

私は、逆に何故に、耕地の所謂、赤、青線が、国有地として取扱われるのかを考えて見ました。

土地台帳附属地図と呼ばれる明治中期に作成された地図は、山口県で見ると、非常にいいねいに作成されている様に思えます。道、水路、溜池、堤塘、その他、「アテ感シ」箱、海、それぞれ着色してありま

す。

しかしながら、赤や青は、国有地であるとすると文献を私は見たことがありません。もし地図の作成規定の中か何か、そういう記載があることをご存知の方は知らせて下さい。

国が、土地台帳附属地図の中で、赤線や、青線を、国有地と認める根拠は、地図(公図)上で、登記されている土地と、登記されていない土地、いいかえると、登記簿に記載されている土地と、登記簿に記載されていない土地の区別が容易だからではないでしょうか。

いろいろな書籍でも、無籍地は国有地であると考えられています。

ですから、赤線、青線は、国有地だから、登記簿に記載されなかったのではなく、逆に明治時代の地租改正時に、土地台帳に記載されなかったために、無籍地として取扱われ、結果的に、国有地として管理されていると考えることはできないでしょうか。

明治政府の成立以前の土地の私有制度の研究は、学士先生の職分に譲

るとして、現在、私達が、ある土地の私的所有権の始まりは、土地台帳の登載時機であると考へて良いのではないのでしょうか。

つまり私達がする、土地の分筆なり、地積更正なりの登記手続は、この土地台帳に記載され土地登記簿に記載された土地を相手にしている訳です。

たしかに、山林、原野について、地図はありません。しかしながら、登記簿は存在しています。しかも、地図が存在しないにもかかわらず、土地の取引も自由に行なわれていきます。このことは、地図がない山林地区においても、無籍地でない土地があり、それが民地である証拠である訳です。

逆に言えば、登記簿に記載されていない「無籍地」は、少なくとも、耕地の「公図のある地域」に比べて、比較できないほど無数に存在していると考へる方が自然な考へ方ではないでしょうか。

県の用地課などに、「公図のない地区」での境界確認業務をお願いすると、とにかく、証明業務を拒否されます。「では、この道は、国有地でない」という証明を請求しても拒否されるだけだろうと思ひます。

このことは、山林地区に、所謂、赤線、青線という国有地が存在しないのではなく、存在しているが、国有

地と断定し得ないだけであるということだと思ひます。

したがって、登記手続的には、その土地の登記簿記載の範囲が、地形的に判断し、また歴史的に考察しながら、個々の問題を解決する以外には方法はないと思ひます。

そうでないと、土地を持たない多くの人々に不平等ですし、また土地の利用者にとって、「国有地」は、共通の財産だと思ひます。

私達、土地家屋調査士の使命は、依頼者のためだけにある制度ではなく、公平、中立な立場から、登記されている土地の範囲を厳格に判断し、正確に手続できる専門家への脱皮ではないでしょうか。

正確な土地所有権の確認と、それにもなう登記手続の不満点、あるいは、行政上の問題点は、別のものとして考へるべきだと思ひます。(我、山口県土地家屋調査士会には、長井先生をはじめとして、永い間、山林地区という地図の無い地区での登記手続を強いられる中で積み重ねてきた経験と資料が蓄積されていると思ひます。これらを決集させ、一定の登記手続の方向性を、行政当局とともに打ち立てる時機にきているという感じがしています。

最後に、長井先生の貴重な投稿に感謝するとともに、「会報やまぐち」の充実のため会員皆様の投稿をお願い致します。



# 支部長だより

## に寄せて

支部長会議長 細野 毅

六十三年支部総会も、それぞれ盛況裡に六月中に開催され、会務諸行事も実施のシーズンとなりました。光陰矢の如くで、今年も三ヶ月足らずとなりましたが、会員方の仕事は如何の働きでございませうか。世界「高い地価対策、貿易王国へ繁栄激動の経済市況に、もまれながら内閣拡大の好景気が伝えられています。周南地方は、仕事の主流である測量業務が、依然低迷して稼ぎも増えないような情景です。法務局の日常窓口は、乙号事件等で外来客が多くなりましたが、会員、補助者の不都合な噂も聞かれず、登記扱いも円滑な流れかと思えます。法務局に司法会と共に会員名札を掲載しましたが、登記簿の表題部、権利関係区分作業が、よくよくに理解され、調査士業の看板が、巷間に馴染んできた感じがあります。測量図、建物図の閲覧が多くなりますが、この繰返帳は会員が働いてきた物件の積重ねであり、二十余年の業績が、如実に語られています。土地測量図は分間図を手本

に遵守した窓口指導で、赤線迄水路も写取りで求積し、現場を怠った過去もありませうが、こうした図面が公用に供され、思わぬ苦勞も出てきました。四十年代の古い繰返図は公開を閉じて参考図に停めてもらえないか、と発言も多いのですが、声を大にするのもおこがましい思いであります。ハイレベルに精度化してゆく処理能力に古い区画整理図、十七条地図にも障りが出ますが、こうした問題は調査士の宿命的な課題でありませう。申請書に土地建物調査書添付が準用されていますが、登記官の現地調査もあり省略してよいのではないかと意見もあります。調査事項を確実にチェックすることは調査士業の本旨であると思えます。連合会企画部編の、調査測量実施要領書は、職務体形の虎の巻であり、安定成長の基になっていいると思えます。山口支部長会議は九月十九・二十日に下関支部の引受けで開催しました。七地区支部長出席の議事録をご報告します。本部より会長、各副

会長、地元より高田企画部長の参画十二名で、新本会長より中国ブロック会の議題についての説明、表彰会員の報告がありました。総務関係で編紀委員長会、公共嘱託事業、証紙点検作業、法の日記念行事の扱い、公報部の不当誘致基準の考え方、企画部の支部研修行事の扱い、助成金問題、本部研修会で十七条地図について技術研修会実施計画、報酬料金についての研修会要望、厚生部の山口互助会経営の内容検討、存続への方策が問われ、岩国史跡巡り、会員の定年退職金制の提言がありました。各支部より非協力会員の実情が報告され、顔の分らないような会員の指導強化が喚言され、諸行事について出席、欠席の会員カルテを作成して支部総会で公表することに。支部行事をレジュメ程度の記事としてスナップ写真を添え、会報やまぐち誌に掲載するよう、広報誌原稿に協力する。十月一日法の日には支部の実情に応じて、司法書士会に協力体勢を租み、表示登記日には、そのように司法書士会にお願いする。来年度の本部総会は五月二十三日火旺とし、土旺の日取りを平日実施することを確認した。各支部会より支部総会資料誌の提出交換がなされ、会務説明、情報報告があり、支部より本部に対しての問い合わせ、応答を交じました。支部長は支部会務を統轄し、本部との連繫鎮動を密に図り会員、補助者の交流、法務局関係等連帯性をモットーに努めることを、お互が自認、臨席の本部役員方のお活躍を祈り、支部長の労をも、ねぎらい次回を約して閉会しました。歴史は人の出会いによりて創られる。

昭和六十三年九月三十日記



# 事務局だより

## 会務報告

六月 三日(金)	中B会長会	於岡山市
四日(土)	防府支部総会	
	宇部支部総会	
八日(水)	日調連総会	於伊東市
九日(木)		
十一日(土)	山口支部総会	
	徳山	
	萩	
	下関	
一八日(土)	岩国	於会館
	広報部会	
七月 五日(火)	総務部会	
九日(土)	企画部会	
	広報部会	
一二日(火)	三者協議会	
二三日(土)	企画委員会	
二六日(火)	理事会	
二九日(金)	中B会長会	於尾道市
三〇日(土)	監査会	
八月二〇日(土)	網紀委員長・副委員長懇談会	於岩国市

八月二四日(水) 新法務局長披露会 於小郡町

二八日(日) 司調共催囲碁大会 於会館

九月 三日(土) 総務部会 "

九日(金) 中B総会 於尾道市

一〇日(土)

一六日(金) 証紙貼付状況等調査

三〇日(金)

一七日(土) 自主支部長会議

一八日(日) 於下関市

一七日(土) 広報部会 於会館

## 行事予定

一〇月 六日(木)	中B広報企画合同会議	於広島市
七日(金)		
一八日(火)	三者協議会	於法務局
二〇日(木)	山口県用地課法務局登記部門との協議会	於会館
	全国会長会	於大阪市
二八日(金)		
二九日(土)		
二九日(土)	本部主催研修会	於下関市
三〇日(日)		
十一月 六日(日)	史跡探訪会	於岩国市

## 会員異動状況

### 一、会員入脱会状況

支部	氏名	年月日	入脱会
防府	渡辺 達人	63・6・28	脱会

### 二、事務所変更他

支部	氏名	異動事由	年月日
岩国	松田 邦利	住所変更	63・2・5
岩国	岩国市室の木町四丁目七三番八号		
岩国	松田 邦利	事務所変更	63・6・1
岩国	岩国市山手町四丁目一番三二号		
宇部	高杉千河生	事務所変更	63・5・15
宇部	宇部市松山町二丁目三番九号		
下関	浜崎 進	住所変更	63・3・13
下関	下関市長府侍町一丁目七番一五号		
宇部	豊野 佳秀	住所変更	63・7・4
宇部	厚狭郡山陽町大字鴨庄九七番地の三		
宇部	豊野 佳秀	事務所変更	63・7・4
宇部	厚狭郡山陽町大字鴨庄九七番地の三		
岩国	品川 繁	住所変更	63・6・30
岩国	岩国市室の木町四丁目七五番八号		
山口	桑原 亮	本籍変更	63・8・15
山口	山口市大字仁保上郷二二六七番地		
山口	桑原 亮	事務所変更	63・7・31
山口	山口市中河原町二番一七号龜山ビル2F		